

## 災害対策部設置基準

### 1) 地震災害における警戒体制の区分、発令基準、出動人員

体制区分	発令基準	出動区分	人員数
警戒体制	1 枚方市内で震度5弱又は5強の地震が発生した場合	副部長	○ (1)
	2 道路部災害対策本部長の指示があった場合	対策班	1 (2)
	3 災害対策部長が必要と判断した場合	総務班	○ (1)
	計		1 (4)
非常体制	1 整備局管内で震度6弱以上の地震（但し大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合 2 道路部災害対策本部長の指示があった場合 3 災害対策部長が必要と判断した場合	全員	
解除	1) 災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合。 2) その他、対策部長が対策部設置の必要がなくなったと判断した場合。		

(注1) 人員数欄の()書きは必要に応じて出動することがある場合の出動人員である。

出動人員の割り当ては、各班においてローテーション（非常時は初動期12時間交代、その後8時間交代から通常勤務）を組み、いつでも出動できる準備をする。

(注2) 総務班のローテーションは、総務課長→総務係長→経理係長とする。

(注3) 対策班のローテーションは、技術課長→工務係長→保全企画係長とする。